

## 第16回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和5年12月20日（水） 13：30～15：30
2. 開催場所（方法）：WEB会議による審議
3. 出席者  
（委員会委員）青山伸一委員長、民井淳委員長代理、鈴木洋子委員、鈴木敏之委員、  
瀧原圭子委員  
（QST 参考人）財務部 契約課 服部課長  
高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 小川課長  
関西光量子科学研究所 管理部 経理・契約課 奥山課長  
那珂研究所 管理部 契約課 郡司課長  
六ヶ所研究所 管理部 経理・契約課 川端課長 他  
（事務局） 監事室 大塚室長
4. 議題
  - (1) 令和5年度上半期における事後点検について
    - ①令和5年度上半期における随意契約の状況について
    - ②令和5年度上半期における一者応札・応募の状況について
    - ③令和5年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について
    - ④令和5年度調達等合理化計画の上半期実施状況について
  - (2) その他

### 配布資料

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 資料1  | 第15回契約監視委員会－議事概要－             |
| 資料2  | 令和5年度上半期契約データ                 |
| 資料3  | 令和5年度上半期契約（競争性のない随意契約）の状況     |
| 参考資料 | 随意契約による調達が可能となる事例を示した規程類（抜粋）  |
| 資料4  | 令和5年度上半期契約（一者応札・応募）の状況        |
| 資料5  | 令和5年度上半期のサンプリング事後点検について       |
| 5-1  | 令和5年度上半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検 |
| 5-2  | 令和5年度上半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検  |
| 資料6  | 令和5年度調達等合理化計画の上半期実施状況         |

## 5. 議事概要

### (1) 令和 5 年度上半期における事後点検について

#### ①令和 5 年度上半期における随意契約の状況について

QST 参考人から、資料 2、資料 3 に基づき、令和 5 年度上半期における随意契約の状況とともに、過去 5 年の件数、金額について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から、今年度金額ベースで昨年度に比べ増加しているが、何か大口の契約案件があったのか、契約内容に関しては競争を許さないものであったのかとの質問があり、QST 参考人から、大口の設備更新等があり、内容的に競争を許さない契約内容であったとの説明があった。

委員から、契約事務取扱細則第 29 条第 1 号ルが千葉地区で 37 件と多いが、理由は医療関係の機器が多いからかとの質問があり、QST 参考人から、医療機器や加速器関連機器があり、各年度上半期はそれらの機器等の保守契約が多くなるため、件数が多いとの説明があった。

#### ②令和 5 年度上半期における一者応札・応募の状況について

QST 参考人から、資料 2、資料 4 に基づき、令和 5 年度上半期における一者応札・応募の状況とともに、過去 5 年の件数、金額について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

なお、令和 5 年度上半期の一者応札・応募理由の全体の傾向として、業者側が繁忙期で技術者等の人員確保の困難（人手不足）によるものが多いとの説明があった。

委員から、繁忙期ではなく国内全体の傾向で人手不足であり、世の中の情勢により、この人手不足が解消されればこのような一者応札も解消されると認識しているのかとの質問があり、QST 参考人から、繁忙期は 1 つの理由であり、他に地理的な問題（遠隔地）などもあって、人手不足が解消されれば一者応札の解消につながるかは予見できない。全体的に昨年度と比べると人手不足の理由が増加している状況であるとの説明があった。

#### ③令和 5 年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した 6 件について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

6 件の事後点検について、委員から出された主な意見は以下のとおり。

#### (ア) 競争性のない随意契約事後点検

「QST 病院 ESCO 設備運用業務」（本部及び千葉地区）

委員から本件は「平成 22 年度から当初 10 年実施」とあり、今後、令和 8 年度まで実施するとあるが、これまでと同程度のエネルギー削減が維持できるのと、設備の耐用年数によって令和 8 年度まではこの業務を継続できると理解したがそれでよい

かとの確認があり、QST 参考人から、当初の事業提案書において、事業としては 15 年間（設備の耐用年数が 15 年）エネルギー削減による効果が維持できるという計画があり、また、毎年度の事業報告書においても計画通りエネルギー削減が行われているということが確認できたので令和 7 年度（令和 8 年 3 月 31 日）まで継続することになったとの説明があった。

(イ) 一者応札・応募事後点検

「病院給食業務請負」（本部及び千葉地区）

委員から、入札公告の案内を行った業者は応札したのか、技術点の必須項目で審査に通らなかったのかとの質問があり、QST 参考人から、業者に確認したところ、人材の確保が難しいことと技術点の必須項目を満たすことができないということで応札は控えるとの回答があったとの説明があった。

委員から、総合評価方式について質問があり、QST 参考人から、価格点の評価は予定している予定価格内というのが条件となり、技術点の評価は、業務上必要な項目（必須項目）を満たしたうえで基礎的な部分と提案内容に応じて加算する部分で評価を行い、価格点と技術点を合わせて最も点数の高い業者を決定しているとの説明があった。

委員から、技術点を重視されているのはいいが、例えば入院中の患者や病院職員の意見は、今回の契約に反映されているのかとの質問があり、QST 参考人から、病院内で行われる会合の中で、給食に関する意見等も検討しているとの説明があった。

(ウ) 一者応札・応募事後点検

「走査型電子顕微鏡の購入」（高崎地区）

委員から、仕様書の記載振りが研究の目的でやむを得ないが細かく厳しいところがある。入札の性格上、過度な専門性を求めないように努め、競争性の確保にされたら良いのではないかと意見があった。QST 参考人から、仕様書では 1 点だけ専門性を求めた要件があり、その要件が研究目的そのものであった。それ以外は通常の機能であるため、数者から下見積もりは取れていた状況ではあるとの説明があった。

委員から、仕様書の排他性をできるだけ排除して、前広に仕様書を作成するなど競争性の確保に引き続き務めてほしいとの意見があった。

(エ) 一者応札・応募事後点検

「次世代放射光施設の加速器ユーザー運転制御に関する技術検討業務」（関西地区）

委員から、次世代放射光施設の加速器の特性を十分に理解し、確実な業務の履行とすることで業者は絞られてくると思うが対応できる業者はどのくらいあるのか、また、業者に声掛けをしたり、入札説明会に複数者参加していたのかとの質問があり、QST 参考人から、かなり高度で専門的な内容の業務であるが三者ほど対応できる業者を把握しており、見積もりを二者に提出してもらったが、そのうち一者は入札に参加してこなかったとの説明があった。

委員から、本プロジェクトが官民地域パートナーシップによるものとのことでパートナーシップの業者が契約案件の動向をつかめてしまうのではないかと質問があり、QST 参考人から、パートナーシップは東北大学や地元の業者などであり、その業者が応札してくることはないとの説明があった。

委員から、貴地区は本件以外も一者応札が多いので決まった業者が応札しているのではないかと疑念も持たれかねないので複数者が応札できるような努力を引き続きお願いしたいとの意見があった。

(オ) 一者応札・応募事後点検

「ITER 機構職員・IPA 公募に係る広報活動及び候補者応募に関する業務請負契約：一式」（那珂地区）

委員から、株式会社マイナビ Edge との契約は 2018 年からの 6 年になることから契約金額に有意な変化があるのかとの質問があり、QST 参考人から、初年度は 5 か月の契約で、通年で換算すると税込みで約 3,300 万円となっており、現在の契約金額と大きな変動はないとの説明があった。

委員から、契約の内訳で積算が大まかなものになっているが、人件費で総括責任者やリーダーはどんなスペックの人なのかとの質問があり、QST 参考人から、総括責任者は当該業務を総括する者で ITER 計画全般に詳しい技術系の者、リーダーは先頭に立って ITER 機構から情報収集したりする業務が主なので英語能力、英会話、翻訳業務等に極めて精通した者が担当しているとの説明があった。

委員から、株式会社マイナビ Edge のホームページがトップページで会社の事業案内と並列で ITER 計画について掲載されているが会社の事業として参加している訳ではないので、QST からの委託を受けて、様々な募集業務を行っていることの説明があった方が疑念を持たれないのではないかと意見があった。

委員から、業務内容から他の業者もできる内容なので引き続き業者を開拓する等努力をしていただきたいとの意見があった。

(カ) 一者応札・応募事後点検

「IFMIF/EVEDA 原型加速器 RFQ 用クライオ真空ポンプシステムの点検整備」（六ヶ所地区）

委員から、業務内容から指定代理店の技術者による作業が必要であるということから一般競争入札ではなく、QST の契約審査委員会で審議を受け、随意契約で締結すれば良いのではないかと質問があり、QST 参考人から、日本代理店は一者だけでなく複数者存在するため一般競争入札を行っているとの説明があった。

委員から、作業員の交通費について見積もりでは地域が違うのに同額なのは何故かと質問があり、QST 参考人から、同額程度になっているが駅すばあとで確認し算出したり、車の高速料金代、ガソリン代など積み上げた金額としているとの説明があった。

委員から、今後も一般競争入札で行うのであれば、競争性を保つような努力を行うよう意見があった。

④令和 5 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

QST 参考人から、資料 6 に基づき説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(2) その他

事務局から、次回の第 17 回契約監視委員会は来年の 5 月～6 月頃に開催し、令和 5 年度下半期契約の事後点検、令和 5 年度調達等合理化計画の自己評価の点検及び次年度の調達等合理化計画の点検等を議題としたい旨の説明があった。

以 上